

平成24年度第2回

定期監査結果報告書

多治見市監査委員

多 監 第122号
平成24年12月3日

多 治 見 市 長 古川 雅典 様
多治見市議会議長 若尾 靖男 様

多治見市監査委員 尾関 恵一
同 井上 あけみ

平成24年度第2回定期監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成24年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の対象

市民健康部：医療整備課、保険年金課、市民課、保健センター

環境文化部：環境課、三の倉センター、大畑センター、笠原クリーンセンター、文化スポーツ課、ぎふ清流国体推進室、くらし人権課

都市計画部：都市政策課、開発指導課、区画整理課

教育委員会：教育総務課、文化財保護センター、大畑調理場、共栄調理場、教育推進課、教育研究所、教育相談室

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

平成24年度（4月1日～9月30日）における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第4 監査の期日

平成24年10月10日から11月7日まで

第5 監査の方法

今回の定期監査においては、上記の監査対象各課からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的・経済的に行われているか、かつ、合理的に運営されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象各課及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- (1) グループ編成表
- (2) 事業及び事務の執行状況説明書
- (3) 予算重点施策説明書
- (4) 負担金補助及び交付金明細書
- (5) 委託料明細書
- (6) 工事請負費明細書
- (7) 支出命令書関係書類（抽出分）

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効果的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については次のとおりである。

要望事項

指定管理者制度について 【文化スポーツ課】

指定管理者制度は、市民サービスの向上や財政の効率化を目的とする重要な制度であり、最も効果的かつ効果的な事業運営が図られる事業者が施設運営を行なうことが期待される。一方、地域に根ざした団体等が自主的に活動を行なっていけるよう指導・育成していくことも、市の重要な責務であると考えている。したがって、公の施設を管理させる指定管理制度の運用において、そのような地域の団体等を育てていけるような工夫ができないか検討されたい。

各相談員等について 【教育推進課】

児童生徒における様々な問題については、各校に1名配置されている「ほほえみ相談員」をはじめ複数の相談員等が連携しながら支援を行なっている。しかし、それぞれの相談員の業務範囲がわかりづらいのではないかと思料する。については、各相談員のあり方やその業務範囲を一度整理し、体系化するよう検討されたい。

自殺予防対策について 【保健センター】

昨今の経済情勢の悪化や社会的な問題により、毎年多くの方が命を失っている現状である。このことについて保健センターにおいては、精神科医による「こころの相談」の実施や、職員、民生委員また市民を対象とした各種研修にも取り組んでいただいている。今後も、こころの健康づくりのため更に一層相談業務を充実していただき、会話をしたり、食事改善を促したり等保健センターらしい対応に努められたい。